

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス型）

（2019年3月1日現在）

商品名	<p>①通常</p> <p>②資金使途限定</p>
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方</p> <p>※「J A との取引はこれから」という方もご利用できます。 （ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要になります。）</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方</p> <p>○《通常》 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院に就学予定または就学中のご子弟のいる方</p> <p>《資金使途限定》 専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院に就学予定または就学中のご子弟のいる方</p> <p>○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>《通常》</p> <p>①就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 3 か月以内にお支払済みの資金を含む）。 例）入学金、授業料等学校へ納付するご資金、家賃、仕送り等の生活費</p> <p>②現在借入中の教育ローンの借換資金</p> <p>《資金使途限定》</p> <p>①就学されるご子弟の教育に関する下記のご資金で、<u>資金使途の確認可能なもの</u>。 例）入学金、授業料、施設使用料、教材費、研修費等で、入学金または授業料と一緒に納付可能なご資金</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 なお、資金使途が借換資金のみの方は借換対象ローンの一括償還金額の範囲内とします。</p>
借入期間	<p>《共通》</p> <p>○6 か月以上 17 年以内とします。（1 か月単位・元金据置期間含む）</p> <p>○元金据置期間は以下の通りとします。</p> <p>①入学前の 7 か月間</p> <p>②卒業予定年月までの在学期間内</p> <p>③卒業後の 3 か月間</p>

	<p><u>注意事項</u></p> <p>《通常》 資金使途が教育ローンの借換資金のみの方は、借換対象ローンの残存償還期間の範囲内とします。</p> <p>《資金使途限定》 元金据置対象校：高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日とし、7月の約定返済日から新利率適用による返済を行うものとします。また、基準日が10月1日の場合には基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、翌年1月の約定返済日から新利率による返済を行うものとします。なお、年2回返済方式の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の6月および12月の約定返済日に対応する日の翌日とし、新利率適用開始日以降最初に到来する約定返済期日から新利率による返済を行うものとします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○元金据置返済（上記借入期間項目の条件を満たす場合のみ、所定期間において毎月利息払いのみを行う方法。据置期間終了後は元利均等返済となります。）</p>
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税別）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,000円 ②一部繰上返済の場合…3,000円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,000円の条件変更手数料（消費税別）が必要です。</p>

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A本店(電話：0763-52-1331)にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J Aまたは富山県 J Aバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>